

参考資料

無線医療助言通信の国際条約及び国内法令の規定

○2006年ILO海事労働条約（抄）

第4章 健康の保護、医療、福祉及び社会保障による保護

第4.1規則 船内及び陸上の医療

第4.1基準（規範A） 船内及び陸上の医療

4 次の要件は、少なくとも国内法令において定める。

- (d) 権限のある機関は、事前に取り決める制度により、海上における船舶に対する無線又は衛星通信による医学的助言（専門家による助言を含む。）が1日に24時間利用することができることを確保する。医学的助言（船舶と助言を与える陸上の者との間の無線又は衛星通信による医学的な通報の送付を含む。）は、掲げる旗のいかんを問わず、すべての船舶が無償で利用することができる。

○船員保険法（昭和14年法律第73号）（抄）

第五章 保健事業及び福祉事業

第百十一条 協会は、高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）を行うものとするほか、特定健康診査等以外の事業であつて、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者、被保険者であった者及び被扶養者（以下この条において「被保険者等」という。）の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2 協会は、被保険者等の療養のために必要な費用に係る資金若しくは用具の貸付けその他の被保険者等の療養若しくは療養環境の向上又は被保険者等の出産のため必要な費用に係る資金の貸付けその他の被保険者等の福祉の増進のために必要な事業を行うことができる。

上記規定に基づき全国健康保険協会が24時間体制で無線医療助言通信を行っており、実行上は条約の求める措置が担保されているところである。

また、（一社）日本海員掖済会においても、定款等に基づき無線通信医療が行われており、実行上は条約の求める措置が担保されているところである。

遠隔医療(情報通信機器を活用した健康増進、医療に関する行為)について①

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(平成30年3月厚生労働省)によれば、遠隔医療は、①オンライン診療、②オンライン受診勧奨、③遠隔健康医療相談に分類される。①、②については、診断等の医学的判断を含むため、様々な事項を定めた同指針の適用があるが、③遠隔健康医療相談については、一般的な情報の提供に留まり、診断等の医師の医学的判断を伴わないため、同指針の適用はない。

2. 本指針の適用範囲

情報通信機器を通じて行う遠隔医療のうち、医師－患者間において行われるもの

	定義	本指針の適用
診断等の医学的判断を含む	オンライン診療 診断や処方等の診療行為をリアルタイムで行う行為	全面適用
	オンライン受診勧奨 医療機関への受診勧奨をリアルタイムで行う行為	一部適用
一般的な情報提供	遠隔健康医療相談 一般的な情報の提供に留まり、診断等の医師の医学的判断を伴わない行為	適用なし

○オンライン診療

遠隔医療のうち、医師－患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、リアルタイムにより行う行為。

○オンライン受診勧奨

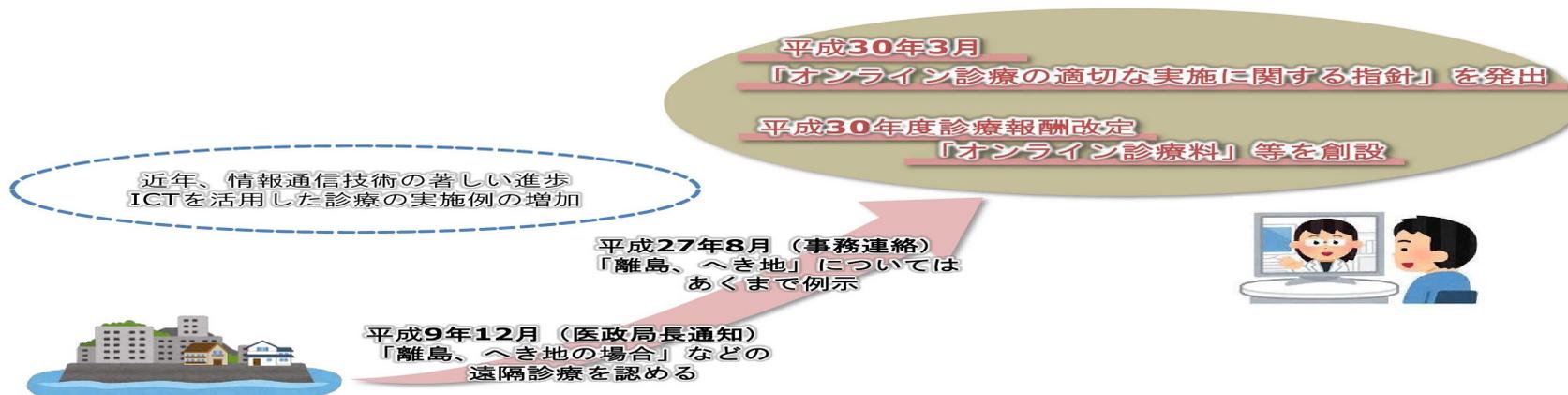
遠隔医療のうち、医師－患者間において、情報通信機器を通して患者の診察を行い、医療機関への受診勧奨をリアルタイムにより行う行為であり、患者からの症状の訴えや、問診などの心身の状態の情報収集に基づき、疑われる疾患等を判断して、受診すべき適切な診療科を選択するなど、患者個人の心身の状態に応じた必要な最低限の医学的判断を伴う受診勧奨。具体的な疾患名を挙げて、これに罹患している旨を伝達すること、一般用医薬品の具体的な使用を指示すること、処方等を行うことなどはオンライン診療に分類されるため、これらの行為はオンライン受診勧奨により行ってはならない。なお、社会通念上明らかに医療機関を受診するほどではない症状の者に対して経過観察や非受診の指示を行うような場合や、患者の個別的な状態に応じた医学的な判断を伴わない一般的な受診勧奨については遠隔健康医療相談として実施することができる。

○遠隔健康医療相談

遠隔医療のうち、医師又は医師以外の者－相談者間において、情報通信機器を活用して得られた情報のやりとりを行うが、一般的な医学的な情報の提供や、一般的な受診勧奨に留まり、相談者の個別的な状態を踏まえた疾患の罹患可能性の提示・診断等の医学的判断を伴わない行為

遠隔医療(情報通信機器を活用した健康増進、医療に関する行為)について②

- オンライン診療(遠隔診療)は、対面診療の補完として、離島やへき地の患者など限定的に行われることが想定されていたため、日常的に行うものについては、これまで、明確な基準やルール、特化した診療報酬がなかった。
- 近年の情報通信技術等の著しい進歩により、オンライン診療に対する現場の要請が高まってきたことに伴い、平成30年3月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を发出、平成30年度診療報酬改定において「オンライン診療料」等を創設。



基本的考え方

- 診療は、医師又は歯科医師と患者が直接対面して行われることが基本。
- 遠隔診療は、あくまで直接の対面診療の補完であるが、直接の対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合、遠隔診療は直ちに医師法第20条等に抵触しない。

<参考> 医師法(昭和23年法律第201号)第20条

医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後24時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

オンライン診療の適切な実施に関する指針(平成30年3月)(抜粋)

Ⅳ オンライン診療の実施に当たっての基本理念

ii 医師の責任

オンライン診療により医師が行う診療行為の責任については、原則として当該医師が責任を負う。このため、医師はオンライン診療で十分な情報を得られているか、その情報で適切な診断ができるか等について、慎重に判断し、オンライン診療による診療が適切でない場合には、速やかにオンライン診療を中断し、対面による診療に切り替えることが求められる。

iii 医療の質の確認及び患者安全の確保

[略]また、患者の急変などの緊急時等で、オンライン診療の実施が適切でない状況になった場合においても、患者の安全が確保されるよう、医師は、必要な体制を確保しなければならない。

船社による遠隔医療相談サービスの利用事例

- 内航貨物船の船社において、昨年10月から従業員向けに、民間事業者において展開されている遠隔医療相談サービスを利用。

※利用している遠隔医療相談サービス：内科、小児科、産婦人科、精神科、眼科、整形外科、皮膚科、耳鼻科等について、実名の医師が健康・医療相談に応じる。
チャット形式とテレビ電話方式（船社では主にチャットを利用し、必要に応じて電話での対応をしている）。24時間利用可能（医師の回答は対応可能時間帯のみ）。

- 当該船社においては、当該サービスなどのほか、陸上職員が訪船や乗船などを行い、職場環境を把握し、逐次改善を行っており、今後、ストレスチェックの導入についても検討中。

【利用した船社の声】

- ・ 会社で健康面の相談に乗るには限界があるため、外部の専門家に直接相談してもらえるメリットを感じている。
- ・ 船内の携帯やタブレットで、匿名での相談が可能なので、相談しやすいようだ。
- ・ 船員の家族の相談もできるため、家族にも好評で、船員本人の不在時に家族が相談できる相手がいて安心できるようだ。
- ・ ストレスチェックについて、会社独自のチェックシートを作成してもらい、今後実施予定。
- ・ 航行区域は限定近海だが主に沿海を運航しており、電波は大体入る。4～5時間ずっとつながらないといったことはない。

背景

生産年齢人口の減少や陸上との人材確保競争が激化する中、内航海運が今後とも社会に必要とされる輸送サービスを持続的に提供する ために必要な**内航船員を確保する**には、労働環境を改善し、**内航船員を魅力ある職業とする**ことが必要。

このため、働き方改革が進む陸上に比べて不十分な健康確保対策(ストレスチェック・メンタル対策等)への対応が急務である。

現状

- ・生活習慣病高リスク者等健康に留意すべき者が多い
- ・医療へのアクセス制限
- ・高ストレス者が多い(特に若者)

課題・対策

～働き方改革～

- ・健康管理、メンタルヘルス等の労働環境改善による離職防止対策が必要
- ・陸上に比べて不十分な健康確保対策の強化

- ・働きやすい職場へ改善
- ・職業としての魅力向上

効果

内航船員の確保

- ・若年者の確保
- ・離職防止による定着率の向上

具体的な施策

船員は、職住一体、長期連続乗船等の特殊な労働環境にあつて、生活習慣病や高いストレス、睡眠不足等のリスクに晒されており、医師等が日常的にサポートする仕組み作りや船内供食環境の向上等、船内環境の改善に向けた実効性のある対策を検討するための調査を実施する。

調査イメージ(例)

＜遠隔健康管理システム構築に向けた調査＞
～情報通信機器を活用した医療相談の実証実験～

船上にいる船員と陸上の医師が情報通信機器を活用し、健康相談、面接・保健指導を実施し、遠隔健康管理システムの可能性について調査する。



調査骨子(案)

- 内航船(近海区域想定)1隻～2隻、実証期間は1ヶ月程度を想定。
- (1)船上での情報通信機器を活用した医師への健康・医療相談
PCやスマートフォンを用い、船上より船員が陸上の医師にコンタクトをとり、オンラインで健康・医療相談を実施。
- (2)情報通信機器を活用した医師による面接指導等
医師による面接指導等について、情報通信機器を活用して、医師等による保健指導や面接を実施。
- (3)情報通信機器の使用時における通信状況調査
各実証実験時における通信状況を調査したうえで、推奨される環境・利用に向けての留意事項を分析。
- (4)有識者による検討の場を設け、報告書を取りまとめる。